

平成27年9月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成27年9月11日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成27年9月11日 午前9宣告（第8日）

応招議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
 7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
 13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

不応招議員 な し

出席議員 1番 下川 芳樹 2番 坂本 玲子 3番 邑田 昌平
 4番 森 正彦 5番 片岡 勝一 6番 松浦 隆起
 7番 岡村 統正 8番 中村 卓司 9番
 10番 永田 耕朗 11番 西村 清勇 12番 今橋 壽子
 13番 徳弘 初男 14番 藤原 健祐

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副町長	村田 豊昭	教育次長	吉野 広昭
教育長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総務課長	横山 覚	町民課長	麻田 正志
税務課長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局長	片岡 博彦

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年9月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成27年 9月11日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成26年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成26年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成26年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成26年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成26年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成26年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成26年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 平成27年度佐川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第38号 | 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第39号 | 平成27年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第40号 | 平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第41号 | 佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第42号 | 佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の |

- 制定について
- 日程第 16 議案第 4 3 号 町道路線の認定について
- 日程第 17 議案第 4 4 号 町道路線の一部廃止について
- 日程第 18 議案第 4 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 19 議案第 4 6 号 平成 2 6 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について
- 日程第 20 発議第 5 号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書
- 日程第 21 発議第 6 号 安保関連法案を今国会で成立させないことを求める意見書
- 日程第 22 議員派遣について
- 日程第 23 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

平成 27 年 9 月 佐川町議会定例会追加議事日程（第 4 号の追加 1）

平成 27 年 9 月 11 日 午前 9 時開議

日程第 1 議案第 47 号 工事請負契約の締結について

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、平成26年度佐川町一般会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番（坂本玲子君）

おはようございます。2番、坂本です。2点お伺いします。

1つは、ふるさと寄附金について、です。歳入で、ふるさと寄附金が380万4千円となっていますが、必要経費を引いた純利益は大体いくらになるか、お聞きします。

2点目、医療費無料化、昨年度から、中学生までの医療費無料化が実施されています。その制度実施に当たっての経費は、約4千万となっていますが、この事業で、単独事業波及に伴うペナルティ分の金額はいくらか、お聞かせいただきたいと思えます。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。寄附額で最も一番多い1万円を例にいたしますと、返礼品は5千円相当となりまして、これに送料の約500円程度を見込みますと、返礼品と送料で大体5,500円ということになりまして、残額は4,500円。おおざっぱではございますが、大体4割5分程度が残る金額になろうかと思えます。

町民課長（麻田正志君）

御質問にお答えいたします。地方単独事業の波及増分については、一般会計のほうではなくて、国保会計の決算のほうに出てくる数字にはなっておりますけれど、質問がありましたので、今お答えさせていただきます。

国保会計のほうにおいて、一般会計からの繰入金ということで受け入れた、結局一般会計のほうから出ておりますので、すいません、一般会計のほうにも関係ありますのでお答えいたします。

中学生まで無料になったことによって、補助金が減額された額につきましては、平成26年度は約133万円ということになっております。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（森正彦君）

私のほうからは、26年度一般会計決算の総括、どんな、1年間やって、結果が出たと、そのことについての総括をお聞きしたい。

もう1点は、水道の送水管の更新ですが、26年度2,995万2千円執行されておまして、耐震性に問題のある石綿セメント管の低額的な布設がえができておるということですが、その進捗度合いといえますか、どこまでそういった・・・

町長（堀見和道君）

おはようございます。御質問いただきましてありがとうございます。

森議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。総括ということですが、年度当初スタート切りまして、予算の執行につきましては、所期の目標をほぼおおむね達成できたのではないかなあというふうに思っております。住民と行政が一緒になって、幸せなまちづくりを行う。住民の皆さんの笑顔があふれて生き生きと輝く町をつくりたいというそのまちづくりのその礎となる1年間だったのではないかなあというふうに思っております。総合計画の策定に始まり、移住施策の推進、自伐型林業の推進、子育て支援、地域福祉の充実といった、それぞれの分野でおおむね所期の目的を達成できたというふうに思っております。

ただ、昨年8月の台風12号、11号におきまして、予想してない大きな災害になりましたが、12号のときは職員全員招集をかけました。11号のときは、幹部並びに担当課職員の招集をいたしました。この災害対策に関しまして、人件費だけでも数百万というお金がかかっております。その他もろもろ、国から補助金はいただきながらも災害対策の工事の復旧等、ほんとに大きな災害には大きなお金がかかるんだなあというふうに痛感をしました。

昨日の栃木、茨城、本日の宮城の災害も、ほんとに大変なことだなあと我が身のことのように、我が町のことのように思います。

その中で、当初予定をしていた工事が執行できずに繰り越しになったりということもありました。想定外で済まされないように、どういう状況においても、できる限り住民の皆さんに満足いただけるよう、住民の皆さんの、この町の幸せづくりにつながるように、しっかりと予算執行をしていきたいなあというふうに思っております。

最後になりますけども、この予算執行というよりは職員のこのお

金の使い方、予算の執行に対しての臨む姿勢ということで時々言うことでありますけども、自分の財布からお金を出す感覚で、大切に、ありがたい税金を使ってくださいという話をしております。自分で、何かお金を使う、お金を使ってものを買う、サービスを享受するといふときは、すごくお金の使い方を、無駄遣いをしないようにといふことを考えるのではないかなあといふふうに思っております。そういう気持ちで、皆さんからいただいている税金も、ありがたく慎重に使ってほしいという話をしております。

また、予算執行とあわせて、しっかりとスケジュール管理も行つて、予算管理、進行管理が行える、そういう町政でありたいなあといふふうに思っております。予算執行につきましては、おおむね所期の目的を達成したといふふうに思っております。またよろしくお願いいたします。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8番（中村卓司君）

8番、中村卓司でございます。町長も先ほど少し触れましたんですが、きのう、おとといと関東、茨城地方で大変な水害がありまして、新聞それからテレビを見ておりましたところ、まさに5号台風のときと同じだなという思いがしたわけでございます。

そこで、お尋ねをしたいわけでございますけれども、防災の組織が、去年の予算26年度の予算の中で、組織を十分にフォローできるような予算であるのか。そしてですね、組織づくりに十分な組織づくりができておったのかということをお聞きをしたいということと、もう1つ、防災の器具が盗難に遭つてですね、盗まれるということが各県、高知県でもございました。防災の器具を防災するようなものも要るんじゃないかといふようなこともございましたんですが、予算の中で、決められたものを買うということは決まりでございますが、そういうふうな、盗まれないようなものも防災の器具として入れていくようなことも考えなければならないといふふうに思つてございますけども、そんな点を、考慮がありましたら聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。組織づくり等につきましては、要望額、要望していただきましたものについて、大体、交付をうってきておりま

すので大丈夫だというふうに思っております。

また、盗難の話につきましては、ちょっとそのメニューがですね、そういうふうなものに対応できるものがあるのか、もしくはなければ町のほうでも独自にしなければならないのか、それまたちょっと考えてみたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

1 点だけ、お聞きをしたいと思います。決算書の基金の精算報告書の中で、各基金の益金があるわけですが、その益金を積み立てている基金とそうでない基金がありますが、これどういったルールで積み立てる、積み立てないということを決めているのか、それから、積み立ててない益金について、どういった使途に充てられているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

副町長（村田豊昭君）

財政的にちょっとお答えさせていただきたいと思います。いわゆる基金につきましては、特に財調とか減債とか除きまして特定目的の基金ですが、これは、高度成長のときに、金利が高いときに一定の寄附者の御意思によりまして、その基金運用した経過がございます。ただ、今の時世にあんまり私自身が合っているとは思っておりません。そこで町長に、財政等と検討してですね、一定の目的のために議会の御協議いただいて可能ならばですね、まとめるような整理の方向付けを町長のほうへお願いしている最中でございます。以上です。

会計管理者兼会計課長（真辺美紀君）

基金の益金をですね、積み立てるか積み立てないかっていうのは、各基金の条例によって定めがございます。利息の分をそのまま基金のもとに編入しなければならないものは、そのまま基金のほうに積み立てをいたしますし、また事業のほうに充当しなければならないものは、財源として事業のほうに充当するように条例で定められております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

一般会計の決算の認定の採決は、起立によって行います。

認定第1号、平成26年度佐川町一般会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第1号は認定されました。

日程第2、認定第2号、平成26年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番(坂本玲子君)

2番、坂本です。お伺いします。国民健康保険基盤安定負担金というのがありますが、これは保険税軽減のための費用かと思いますが、その軽減の対象者数、その全体における割合等をお聞きします。

町民課長(麻田正志君)

お答えいたします。保険税の軽減に係る人数ですけれど、軽減対象者数は2,399人。これは昨年の7月1日時点の数字で算定しております。その時点での被保険者数が3,886人。割合にしまして61.7%の方が軽減の対象になっておるということになります。軽減の内訳を言いますと、7割軽減の方が1,135人、5割軽減の方が723人、2割軽減の方が541人。計で先ほど申しました2,399人という数字になっております。以上です。

議長(藤原健祐君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第2号、平成26年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第2号は認定されました。

日程第3、認定第3号、平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第3号、平成26年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第3号は認定されました。

日程第4、認定第4号、平成26年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第4号、平成26年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第4号は認定されました。

日程第5、認定第5号、平成26年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第5号、平成26年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第5号は認定されました。

日程第6、認定第6号、平成26年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番(松浦隆起君)

20ページの歳入のところで、現年度分の徴収が△の7万800円ですが、これはもらい過ぎてたのかどうか、どうして△になっているのかお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長(岡崎省治君)

お答えいたします。この7万800円の分につきましては、一度納付された方ですね、死亡等によりますもので、年度末等で死亡された方等ですね、がその対象者の分が7万800円残っておるということでございます。

議長(藤原健祐君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第6号、平成26年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第6号は認定されました。

日程第7、認定第7号、平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第7号、平成26年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第7号は認定されました。

日程第8、認定第8号、平成26年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番(森正彦君)

4番、森でございます。石綿セメント送水管は耐震性に問題があるということで計画的な布設がえを行っておるということで、26年

度 2,995 万 2,720 円が執行されております。この災害に弱い石綿セメント管の布設がえの進捗度合い、今後。それから貯水タンクの安全性、これはまあ耐震化ができておると思いますが、その点ももう一度確認しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。貯水タンクは、一番大きいのは岩井口にございます。これにつきましては、耐震性、近年つくったもので十分だとは認識しておりますが、その古いものにつきましては、これから補強等していく必要もあろうかと思っております。それと、石綿セメント管につきましては、これもずいぶん前から計画的な対応をさしていただいております。

まずは、黒岩のほうには黒岩灌水のほうで石綿セメント管でございましたが、これはもう全て耐震性のある管へ移行しております。さらに、以前にやっちゃった猿丸からの、室原の旧の水源から猿丸への配水池、その配水池から東元町あたりまでが石綿管でございましたが、この布設がえも済んでございます。

そして、昨日勉強会で説明さしていただいたのが、室原の水源から猿丸への送水管、大部分を実施しまして、あとは本年度に残りの部分をやって、猿丸からの関係のやつは全て終わりということになります。

もう一度申しますと、配水池のほうは古いものもございまして、また調査してから進めていかないかん可能性もあると思っております。そのへんは今後対応していかないかんを認識しております。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

特別損失の、その他特別損失が 512 万 2 千円なにかし出てますが、この内容についてお聞きをしたいと、教えてもらいたいと思っております。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。これは、制度改正がありまして引当金を入れないかんようになっておりまして、その関係で、26 年度限りでここは増加してございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決を行います。

認定第 8 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第 8 号は認定されました。

日程第 9、認定第 9 号、平成 26 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10 番 (永田耕朗君)

3 月、6 月と一般質問を行いました。町長の医師住宅へ入居についてであります。この 3 月までの医師住宅の使用料、決算書のどの科目に記載されておられるのか、またいくら使用料が入っておられるのか、説明願います。

病院事業副管理者兼事務局長 (片岡博彦君)

お答えいたします。歳入科目につきましては、款 1 の病院事業収益の項 2 の医業外収益、それで決算書で申しますと、詳細は 26 ページでございますが、これの 6 その他医業外収益のその他医業外収益の中に含まれております。金額につきましては、詳細を、申しわけございません、把握しておりませんが、3 カ月分で約 7 万程度であると承知しております。

10 番 (永田耕朗君)

3 カ月ならば、7 万 5,870 円になろうかと思っておりますが、6 月に、町長はできるだけ早く退去という答弁をいただきましたが、現在どのようなになっておられるのか、説明を願います。

町長 (堀見和道君)

御質問いただきまして、ありがとうございます。今、住宅の購入を 2 軒ほど、相談をさせていただいております。その結論がまだ出ておりませんので、結論が出次第、住宅を構えることができました

ら、速やかに退去したいと、そのように考えております。以上です。

10 番（永田耕朗君）

3月、6月と、かなり時間がたっております。6月に、町長が速やかに出るという表明されて、もう既に3カ月ということですが、本来こういったことが町長の立場上あってはならないと、多くの町民が考えておるわけでありまして、できるだけ早くに医師住宅をあけていただくということを再度要望しておきます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

認定第9号、平成26年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、認定第9号は認定されました。

日程第10、議案第37号、平成27年度佐川町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

坂本です。お伺いします。2点お伺いします。今年度街灯のLED化の予算が組まれ、多くの自治会が喜んでおります。多数の自治会から申し込みがあり補正を組んだと思っておりますが、現在の佐川町の街灯の数、その中でLED化が既にされた数、この補正でLED化できる数は、どれぐらいになるかお伺いいたします。

もう1点、黒岩中央保育所の委託料の補正が出されていますが、その内容、及び建築に向けての進捗状況をお伺いします。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。現在、町内の自治会が所有しております防犯

灯の数でございますが、今、1,240基でございます。うち、LEDの防犯灯数は147基となっております。本年度に入りまして申請されました防犯灯の数は158基でありまして、今回の補正に計上しておりますのは、当初予算でカバーができなかった、カバーしきれなかった28基分、67万9千円でございます。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。黒岩中央保育所の設計等委託料500万円補正させていただいております。これは、内容は新築予定の敷地内の造成工事に係る設計委託料ということでございます。

全体のスケジュール、進捗状況につきましては、本年度予算におきまして、敷地の用地の購入、これについては内諾いただいております分の、これから農業委員会等に諮って取得をしていくと。本年度中にとということです。

それから、7月にプロポーザルやって、本体工事に係る部分も含めて基本設計、実施設計の業者を決めております。それで、今年度中に基本設計と実施設計を作成していきます。それで今回補正をさせていただいております造成の設計についても今年度中に行うと。

来年度、平成28年におきましては、造成の工事をまず行い、引き続き建築の工事に入っていきます。完成予定につきましては、平成28年度末を予定しております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

10番（永田耕朗君）

ものづくり事業で、レーザーカッター等の購入費用2,600万余りありますが、このレーザーカッター等の設置場所、どのように考えておるのか。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

説明をさせていただきます。一応、レーザーカッターにおきましては、ものづくり大学を推進していく上で購入をさせていただく予定となっておりますが、設置場所につきましては、現在検討中ではありますが、竹村分家の旧竹村呉服店を一応予定しております。○久屋敷ですが、予定をしておりますが、その協議会、佐川町歴史的風致維持向上計画の協議会に諮りまして、決定をしていくこととしております。現在、予定では○久屋敷を予定しております。

10番（永田耕朗君）

歴まちの中へ、こういうものがどうかという意見もございまして、これにつきましては、今後慎重に、検討委員会等で協議を願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

協議しながらですね、確実に進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

6 番（松浦隆起君）

その上の部分になりますが、商工振興費のこの佐川町ブランド構築事業委託料の1千万。ちょっとイメージができないので具体的にもう少し、ブランド構築、どういったことを成果として考えているのか、教えていただきたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

ブランド構築事業委託料につきましては、現在、町より民間事業者が実施する佐川町のブランド等の情報発信におきまして、分野ごと、団体ごとでPR等を実施しておりまして、統一的な佐川町のイメージは確立されていないという状況にあります。そこで、ブランドを構築するための組織的かつ長期的な取り組みにおきまして、ブランドとして認知されていないものをブランドへ育て上げることで統一的なイメージのもと、各分野や団体が情報発信し、トータルとして佐川をPRするような委託を考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

そしたら、その、ぱっと聞くとわかるようなんですが、ちょっともうひとつわからないんですが、最終的にそしたら、それは例えば、今、知事が行われている高知家ということで1つのブランドで、いろんな商品に高知家というロゴを入れたりしてますが、佐川町のそういう売り出す統一のロゴであるとか、そういったものをつくって、統一として佐川町ブランドとしてつくろうとしているのか、それぞれの事業の、側面から応援するという形のものなのか、もう一度お聞きをしたいと思います。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

高知家という、そういったことも考えておりますが、まだ確定したものはありませんが、先ほど議員の言われましたとおり、支援もしていくこととしておりますし、佐川町独自のですね、そういった

PRできるものも必要となってくるので、考えてはおります。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 38 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 39 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、平成 27 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 40 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 41 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第 41 号、佐川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 42 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、佐川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 43 号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、町道路線の認定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 44 号、町道路線の一部廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、町道路線の一部廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 45 号、町道路線の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 (中村卓司君)

この廃止することに対して地域の住民の皆さんの理解はできているのかということ、ひとつ聞かせていただきたいと思います。
産業建設課長 (渡辺公平君)

地域の代表の方とも話はされておりますし、これは、また通常のもともとは、一般大多数が通っていくというよりも、国土交通省の

敷地内に入っていき、官舎の土地へ入っていく道を町道認定しておいたもので、一般の通行、行き来ができるような道とはちょっとニュアンスも違うてきちよったと思います。それが、こういった状況で廃止するのと、また地元のほうとも話をして、結果として廃止にしていくものでございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、町道路線の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 46 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、平成 26 年度佐川町水道事業特別会計利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 47 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号、工事請負契約の締結について、を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

資料を配付しますけれども、その前に 10 分まで休憩します。

休憩 午前 9 時 50 分

再開 午前 10 時 10 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 47 号、工事請負契約の締結について、を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、議案の提案理由について、御説明申し上げます。

議案第 47 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 27 年 8 月 31 日に入札を行いました。清鏡地区地域農業水利施設機能保全対策工事請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札で、契約金額は 5,108 万 4 千円。契約の相手方は、高知県高知市一宮東町 1 丁目 25 番 5 号、有限会社愛機工業、代表取締役別役節男です。

本業務は、清鏡堰の堰本体及び付帯施設の劣化部分を補修する機械器具等設置工事です。平成 23 年度に、地域農業水利施設ストックマネジメント事業において作成した長寿命化計画に基づく補修工事となっております。以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

産業建設課長（渡辺公平君）

私のほうからは、参考資料をお配りしておりますので、工事の概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。

平面図をお配りしておると思いますので、ごらんください。

これは、右の方が下流になってございます。上側のほうが左岸になっております。ちょうどこの上のほうには、公民館という小さな字でかかれておりますが、これが九反田の公民館でございます。その下側に、堰本体、これファブリダムでございますが、堰本体ございまして、一番下のところは袋体の補修、それとその上側には樹脂塗装というふうになってございますが、これはコンクリート袋体保護のため樹脂塗装を施すものでございます。また、袋体の劣化部分のパッチ補修を行う、こういった工事が予定してございます。

それから、この上側、左岸のところには、今の左岸すぐ入ったところが取水ゲートとなってございます。取水ゲート、ここから水を取り入れ、それからこのちょうど公民館の手前側には操作室、機器更新というのがございます。公民館の下を水路が通る形になっております。そして制水ゲート、この制水ゲートのほうから集落のほうへ農業用水また防火用水として流すような機能になってございます。そして扉体更新、これは鋼製のスライドゲートでございます。その更新と戸当たり塗装がえ、水を制御するためのゲート、その更新。さらにこの放流ゲート一式。これは、柳瀬川へ放流するものでございますが、これの全面更新を予定しております。また、その手前側の操作室・機器更新、これはブローアの更新、それと劣化部配管を更新する、それと操作盤を更新するということになってございます。

一昨年入札しましたが、当時、不落になりまして、当時は東日本の震災後でございまして、材料不足等で事業ができずに、昨年度も補助金が取れずに、ようやく本年度補助金が取れるようになりまして、本日を迎えております。懸案の事業でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番（中村卓司君）

まるきりの素人で申しわけございませんが、この工事の中身、内容というのは、今まで可動堰で上がったたり下がったり、空気のポン

プでといったことだったんですが、これは、そういう形式じゃない
ずつにということなんですかね。その、詳しく説明をお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

これは、清鏡堰、清鏡のありますゴム堰ですね、ファブリ堰、大水
が出てきたら自然にしぼんで下流へ水が流れるようになっちょり
ますが、あのゴム堰を、劣化、昭和 50 年の 5 号台風、51 年の台風
のときに、堰が全部壊れまして、ああいった形式で復旧しております。
今のゴム堰で復旧しておる。これが数十年たちまして劣化ずい
ぶんしておりまして、近年ずいぶん修繕も必要になってきました。
そのため、23 年度に、その長寿命化を図るため、劣化度合いとか
調査をした計画を立てました。立てた結果、その劣化部分、先ほど
言いましたように、更新すべきは更新する。修繕するところは修繕
する。そういった計画を立てまして、それに基づいて今のファブリ
ダムを長寿命化を図っていこうとする計画でございます。

町内には全部で 9 カ所ございまして、かわせみへ行くところの春
日川に 1 基、これはもう既に長寿命化工事をやっております。これ
からここを今後、これ以外につきましても、そういった計画で補助
事業を導入しながらやっていくような計画を立てておるところで
ございます。一切合財転倒ゲートにかえるとかいうことではなくて、
今のものも長寿命化を図っていく事業でございます。

8 番（中村卓司君）

今までのファブリダムで、破損を生じたというのは子供たちが遊
んでおって、金突きでぶすっと突いたりというふうなこともあった
ように聞いております。それで、穴があいた関係で圧力がかからず
に、工事をするときに圧力を外からかけといて、工事人が中へ入っ
て中から補修をすると言うことで、大変、それだけでも何百万とい
うお金が要るような経過があったわけですが、そのファブリダム自
体っていうこと考え直し方をせんと、ほかに何カ所もあるんです
よね、佐川町内には。そんな長い目をみると、そういうことも必要
ではないかというふうな感じがいたしております。

この強化工事によって、そういったものが防げるというふうなこ
とがあって、やられるというふうに思っておりますけども、どれ
くらいですね、このことをすることによって、寿命化が長くなるの
かというふうな計算ができちゃったらですね、聞かせていただきた
いと思いますし、ますます、その先にもう少し修理、もう少しという

ことで、子供、孫にですよ、その負担がかかるような形になるのであれば、好ましくないというふうな考えもございますけれども、その点いかがでしょうか。

産業建設課長（渡辺公平君）

御質問、おっしゃるとおりであるというふうに思います。このファブリダムを、本来でしたら転倒堰とかのような形にかえるほうが一番いいと私も認識しております。以前から県のほうとかにも、事あるごとに、また越知事務所へ県議会がおいでになるときも、要望をしております。毎年のように要望しておりますが、現実には災害復旧で県のほうが、河川のほうが、復旧工事としてこれをつくっていただき、その後、地元へ移管しておる、地元が管理しておるものであるのです。地元のほうで、もう対応してもらわないかんとということになって、事業自体が、今のファブリダムを長寿命化していく、いわゆるストックマネジメント事業というて農林水産省の補助事業をつくってもろうて、それでやっていくことが現状では精いっぱいです。

これも、調査した内容では、劣化部分をそれぞれの寿命を延伸していくやり方ですので、劣化部分の激しいところを補強していく、将来また何年もたてば、そこでまた調査をしてから補強していき、30年とかいう間を維持していくようなやり方をしていくものです。

これは、金突きで突いて穴があくというものではない。これは何重構造にもなっちょりますので、金突きで穴があくかもしれませんが、河川ですので、上からいろんなものが、木とかいろいろなものが流れてくる。また水圧による強度もありますので、長年により劣化して、ほんのちょっと穴があいただけでも何十万、何百万とすることが、劣化部分から見受けられるようになっちょうのも事実です。そういったものには、とても修繕で耐えられんということが近年ありまして、23年度に総合的な、全部で9つあるんですが、9つあるうちの6つにつきまして、比較的受益があって、補助対象に、国等の補助金の対象になるものを調査してございます。調査して、これからハード部分の補助を導入しまして、今後、計画的にやっていくようにしておりますし、小規模のやつにつきましては調査を町独自で本年やりまして、これも補助で、補助事業がまたできましたので、それに入れて、順次やっていこうと考えてございます。

おっしゃるとおり、これを全面的にファブリからの脱却を図ればよろしいわけですが、現状ではもう、いろいろなことを当たって、

いろいろの制度を見ても、今やれるのが、こういった方式が最善のものであるというふうに現状では認識してございます。どうぞよろしくお願いいたします。

8 番（中村卓司君）

ほかの箇所もこれから順次そういうことだと思いますが、全国には、前よりこういう欠点のあることに対しての対処をしていることがあろうかと思えます。全国的に。世界的にあるかもわかりませんが。そのことを十分に検証して、将来に負の財産を残さないように、研究していただきたいと要望をしておきたいと思えますので、答えは要りませんがよろしくお願いいたしたいと思えます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、発議第 5 号、特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

7 番（岡村統正君）

（以下、発議第 5 号『特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書』1 ページ目朗読）

案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

（以下、発議第 5 号『特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書』2 ページ目朗読）

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第5号、特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、発議第6号、安保関連法案を今国会で成立させないことを求める意見書、を議題とします。

申し上げます。本件につきましては、9月7日に提出された意見書です。本定例会において、総務文教常任委員会に付託している請願と内容が類似しており、同日、議会運営委員会に内容の精査を求めました。その結果、議会運営委員長から、同一趣旨の内容であるとの報告を受けております。既に、請願につきましては、9月4日の総務文教常任委員会において継続審査との決定がなされております。よって、佐川町議会会議規則第15条の規定による一事不再議の原則また常任委員会独立性の原則から、本件につきましては総務文教常任委員会に付託し、継続審査としたいと思っております。

（「異議あり」と叫ぶ声あり）

8番（中村卓司君）

総務文教常任委員会に付託をされまして、継続審議ということになっているわけですが、当案件は、その委員会でも申しあげましたけれども、継続審議になっているということは、9月議会国会の議会で議決が迫っている中で、当議会で出ないのですね、是、非が確定しない。したがって継続審議は、闇の中に葬られ

るというふうなことがあるわけでございますので、この今回出されております意見書をですね、本会の中で取り上げていただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

（「賛成」の声あり）

議長（藤原健祐君）

お諮りします。

今、私が言いました発議第6号、安保関連法案を今国会で成立させないことを求める意見書につきまして、総務文教常任委員会に付託し、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、発議第6号は、総務文教常任委員会に付託し、継続審査とすることに決定されました。

ただいま、8番、中村卓司君の動議が出ました。この中村卓司君の動議に賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、中村君の動議は否決することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時36分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番（下川芳樹君）

1番議員の下川です。動議を提出いたします。（会期の延長）

ただいま総務委員会に付託されました発議第6号、安保関連法案を今国会で成立させないことを求める議案については、議会規則46条の規定によって、9月16日までに審議を終了する期限をつけることを望みます。この議案は、今国会で審議されている内容で、来週中には決着する可能性があります。継続審議になり、12月議会まで引き延ばすと、審議が無意味となります。速やかに議会運営委員会の開催を求めます。

（「賛成」の声あり）

議長（藤原健祐君）

ただいま、1番議員の下川君から動議が出ました。下川君の動議

に賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

よって、今の動議は否決されました。

休憩します。

休憩 午前 10 時 40 分

再開 午前 10 時 47 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8 番（中村卓司君）

動議。ルールに従いながらやりたいと思います。今回出ている問題はですね、9月国会の中で、審議未了、その期間に間に合わないということは、次、遅れて議論がなされても、継続審議になっている以上ですね、審議未了になるという可能性が非常に強いと。千名以上の署名が出てる中で、そのことをあえてやるということは、いかなもんかというふうに思っていますので、議運をですね、議運の中でこのことについて再度ですね、諮っていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長（藤原健祐君）

今、ただいま8番議員の中村君から動議が出ました。今、中村君の動議に賛成の方の挙手を願います。

賛成少数。

したがって、今の動議は否決されました。

休憩します。

休憩 午前 10 時 48 分

再開 午前 10 時 49 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22、議員派遣について、を議題とします。

お諮りします。

議会議員研修会の議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議会議員研修会の議員派遣は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定をいたしました。

日程第 23、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

休憩します。

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 10 時 51 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、本日はありがとうございました。9 件の認定事案、各会計の決算につきまして認定いただきました。また、11 件の議案につきまして、全て御承認をいただきましてまことにありがとうございました。

来月で、町長に就任させていただきまして 2 年になります。いろいろ勉強することもあり、住民の皆さん、また議員の皆さんから御指導もいただき、何とかここまでかじ取りをさせていただきました。初心に戻って、しっかりと住民のために、この佐川町のために、し

っかりと町政運営に邁進をしてまいりたいと思います。ぜひ、今後とも、御指導、御協力をいただきますことを、この場でお願いを申し上げまして、本定例会の最終の私の御挨拶とかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これもちまして終わります。
平成 27 年 9 月 佐川町議会定例会を閉会します。

閉会　　午前 10 時 55 分